

鳥取県中山間地域等直接支払交付金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (割当内示に記載した期日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:補助事業の検査が完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (以下の期日までに提出)

○補助事業がすべて完了又は中止若しくは廃止したときにおいては、それぞれの日から10日を経過する日と、交付金交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。

交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したときは、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日。

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※補助金の支払いは、「概算払い通知」に記載の時期に全額概算払いします。

※支払時期の変更等を求める場合は、申出書を下記提出先に郵送又は持参してください。